

雇均発 0615 第 1 号  
令和 2 年 6 月 15 日

一般社団法人 日本経済団体連合会  
会長 中西 宏明 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長



「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」  
等の周知へのご協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の周知等へのご協力について（依頼）」（令和 2 年 5 月 15 日付け厚生労働省雇均発 0515 第 4 号）において周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

上記に加え、今般、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金を創設いたしました。

本助成金の内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、傘下団体及び傘下企業の皆様に対する周知に御協力いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るため、本助成金を創設いたしました。  
本助成金の詳細については、別紙のリーフレットや参考資料をご参照ください。
- 2 妊娠中の女性労働者は、自ら休業を申し出づらい場合があることから、事業主におかれては、本助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。

(参考資料)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金Q & A  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639553.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の取扱いについて (Q & A)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000627573.pdf>
- ・ 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について (厚生労働省ホームページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)